



Q 親は子の人格を尊重する義務を負っているから、常にこどもの意見に従わなければならないのですか。

A いいえ。親は、こどもの年齢及び発達に程度に配慮して、こどもの利益になるかを考えて、必要な場合には、こどもの意向に沿えないこともあります。例えば、大人の都合がつかないのに、幼児が一人で父母の居所を行き来することは危険が伴うため、こどもの意見にそのまま従うのは難しいでしょう。ただし、そのようなときも、こどもの気持ちを受け止めつつ、こどもに対して、なぜそのような判断をしたのか説明することも大切でしょう。

Q 離婚後に単独親権を選択した場合に、親権者でない親は、養育費などを支払う義務はありますか。

A 親権を持たない親も、こどもに対する扶養義務を負うので、養育費の支払義務は消滅しません。何らかの理由で親子交流をしていないとしても、そのことで養育費の支払義務がなくなることはありません。

Q 父母相互の人格尊重・協力義務に違反するのはどんなときですか。

A 個別具体的な事情によりますが、以下のような場合は、義務に違反すると評価されることがあると考えられます。

- ・暴行、脅迫、暴言等、相手方の心身に悪影響を及ぼす言動等をする場合
- ・親権者の一方が、他方の養育に不当な干渉をする場合
- ・親権者の一方が何ら理由なく他方に無断で子の居所を変更する場合（DV、児童虐待等から避難をする場合は、当然、義務違反にはなりません。）等

Q 「監護、教育に関する日常の行為」にはどんなものが含まれますか。

A 日々の生活の中で生じる、監護、教育に関する行為で、こどもに重大な影響を与えないものをいいます。例えば、こどもの以下のような事柄に関する決定等が当たります。

日常の行為に当たる例（単独行使可）	日常の行為に当たらない例（共同行使）
・食事や服装 ・短期間の観光旅行 ・心身に重大な影響を与えない医療 ・習いごと ・高校生のアルバイトの許可	・こどもの転居 ・進学先 ・心身に重大な影響を与える医療

ただし、財産の管理や、養子縁組等は、「監護・教育に関する」ものではないので、父母双方で行う必要があります。

Q 「こどもの利益のために急迫の事情があるとき」とはどんなときですか。

A 父母の協議や家庭裁判所の手続を行って、適切なタイミングで親権行使をすることができなくなって、子の利益を害するおそれがあるような場合をいいます。

個別具体的な事情によりますが、以下のような場合には、急迫の事情があるといえます。

- ・DVや児童虐待からの避難のために、こどもを転居させる場合（被害直後に限られません。）
- ・こどもに緊急の医療を受けさせる必要がある場合
- ・入学手続の期限が迫っている場合

Q 親権行使の受け手となる学校や病院等へはどのように親権や監護権に関する情報が伝わるのですか。

A 親権行使の受け手となる学校や病院等がこどもの親権者や監護をすべき者、監護の分担の定めの有無・内容を把握する方法については、民法に特段の規定はなく、学校や教育委員会等は親権や監護権に関する情報を知り得る立場にありません。このため、親権者が必要と考える場合には、親権者が学校等に対してこれらの事実関係等を申告してください。

2 こどもの生活場所・期間による監護の分担

単独親権の場合には、こどもは主に親権者と一緒に暮らすことになると思われます。共同親権にする場合にも、住民票や各種行政手続との関係があるので、こどもの住所地（主たる住居）を決めておくとういと考えられます。

親権者を定めるのとは別に、父母は、期間によって、子どもの監護を分担する定めをすることもできます。

例えば、

- ・ 平日は一方の家で生活し、土日祝日は他方の家で生活する取決め
- ・ 学期期間中は父母の一方の家で生活し、長期休暇の間については他方の家で生活する取決め
- ・ 曜日、週、月などで分担する取決め

などがあります。



Q こどもの生活場所が定まらないうと、こどもが落ち着かないのではないですか。

A 生活場所が頻繁に変わること、こどもに大きな負担がかかる場合もあります。父母間で円滑なコミュニケーションがとれるか、父母双方ともに、こどもの病気のときなどにすぐ対応できるか、通学や友人関係等でこどもが大変にならないか、こどもの気持ちなどを考えて、子の利益の観点から取り決めてください。

Q 離婚した後のこどもの名字（氏）は、どうなるのですか。

A 父母が離婚しても、こどもの氏は変わりません。例えば、父母の一方が婚姻前の氏に戻し、こどもがそれと同じ氏に変えたいと思った場合には、家庭裁判所から許可を得て、氏の変更をする必要があります。15歳以上のこどもは自分で手続をしますが、15歳未満のこどもについては、親権者が代わりに行うことになります。離婚後共同親権とする場合には、こどもの氏についても、話し合って決めておくとういと考えられます。【P14参照】

3 養育費、婚姻費用

養育費（離婚後）

養育費とは、子育てに必要な費用のことです。一般的には、こどもが経済的・社会的に自立すべき時期（例えば、大学卒業）までに要する、こどもの衣食住、教育、医療等に必要なお金です。

親権の決め方にかかわらず、父母は、お互いの収入等に従って養育費を分担する必要があります。

養育費は、こどもの健やかな成長のために大変重要なものです。離婚に伴って、こどもと離れて暮らすこととなった親であっても、養育費を支払って、こどもの成長を支える必要があります。また、こどもと一緒に暮らす親は、こどものためにこの権利を適切に行使しなければなりません。

婚姻費用（婚姻中・別居中）

夫婦が別居している場合には、お互いの収入等に応じて、相手に、自分の生活費や、自立していないこどもの養育費等の一部を請求することができます。**婚姻費用には、養育費が含まれますから**、別居中は婚姻費用が適切に支払われる必要があります。婚姻費用は、こどもの健やかな成長のために重要なものです。

養育費・婚姻費用の取り決め方

養育費については、こどもごとに、以下のことを取り決めてください。話し合いや、裁判所の調停などで決めることができます。話し合いで決める場合には、支払われなかったときに**差押え等**の制度があるので、特に養育費・婚姻費用については、**双方の署名・押印のある文書**で定めるようにしてください。

○ 受け取る方と支払う方

それぞれが自筆の署名・押印をしてください。

Column

共同養育計画書が父母により自由な話し合いで任意に作成されたことの証拠（署名、押印等）

養育費について、もし共同養育計画書のとおり支払われない場合には、その共同養育計画書を裁判所に提出して、**相手の財産の差押え**などを申し立てることができます。そのような場合には、共同養育計画書が父母双方の意思に基づいて作成されたことを証明するための証拠を提出する必要があります。

提出されたものが証拠として十分かは最終的には裁判所が判断しますが、共同養育計画書に署名や押印がされていることも証拠になり得ます。**押印**については、**相手の実印**（実印の場合には、相手から**印鑑登録証明書**をもらっておくことも考えられます。）や、離婚届に押されているものと同じものでされていると、より強い証拠になると考えられます。

また、共同養育計画書を作成するに当たっての、**手紙、メール、SNSのやりとり**や、その後共同養育計画書に記載したとおり**支払があったことの記録（通帳）**等も証拠になり得ると考えられます。

○ 金額

こどもの健やかな生活に必要な額を話し合いで定めることになります。こどもごとに、月額で定めるのがわかりやすいと思います。

金額については、**家庭裁判所の調停**等でも参考にされる「**算定表**」があります。ただし、算定表は一つのみやすであって、養育費の額は、個別の事情に応じて適切に決められるものです。

※ 算定表では、こどもが複数いる場合には合計額でめやすが示されています。また、婚姻費用については、親の生活費等に関するものも含まれています。こどもの合計額を参考に、こども一人当たりの金額を取り決めることも考えられます。



（裁判所ウェブサイト）

○ 支払時期

月額で定める場合には、その月の養育費を、月末までに支払うこととするとわかりやすいでしょう。ただし、父母の経済状況等によっては、数か月に1回まとめて支払う等の方法も考えられます。

○ 支払期間

支払の始期と終期を決めておきましょう。終期は、こどもが経済的に自立することが見込まれる時期を考えて決めてください。例えば、大学進学が見込まれる場合には、「こどもが22歳になった後の最初の3月まで」などとすることも考えられます。

○ その他

普段の養育費とは別に、入学金や大学等の授業料等、特別な出費が生じた場合に、どのように父母が負担するのか定めておくことも考えられます。

養育費に関するQ & A



Q 養育費を取り決めていない場合には、養育費をもらえないのでしょうか。（法定養育費制度）

A 離婚の際に養育費の取決めをしていない場合には、離婚の時点から継続してこどもの監護を主に行っている親は、他方の親に対して、**こども一人当たり月額2万円**の法定養育費を請求することができます。

法定養育費は、あくまでも養育費の取決めをするまでの暫定的なものです。こどもの健やかな成長を支えるためには、父母の協議や家庭裁判所の手続により、各自の収入などを踏まえた適正な額の養育費の取決め（支払方法、支払日など）を速やかにしていただくことが重要です。

※ 離婚後に共同養育計画を作成する場合には、それまでの法定養育費をどうするかも話し合う必要があります。基本的には、いったん清算をすることが望ましいと考えられます。

Q 取り決めた養育費や法定養育費が支払われない場合はどうしたらよいのでしょうか。

A 相手の財産の差押手続を申し立てることができます（地方裁判所に申し立てます）。養育費の取決めを行っておらず、法定養育費が支払われていない場合には、戸籍と世帯全員の住民票を使って、差押えの手続をすることができますと考えられます。

養育費の取決めを文書で行っていた場合には、取決め額（**こども一人当たり月額8万円**まで）について、その文書を使って、相手の財産（給料、預貯金等）の差押手続を申し立てることができます。この金額を超える部分について差押えをするためには、家庭裁判所で作成する調停調書や公証人が作成する公正証書などの特別な文書が必要になります。

（履行の確保の手続）

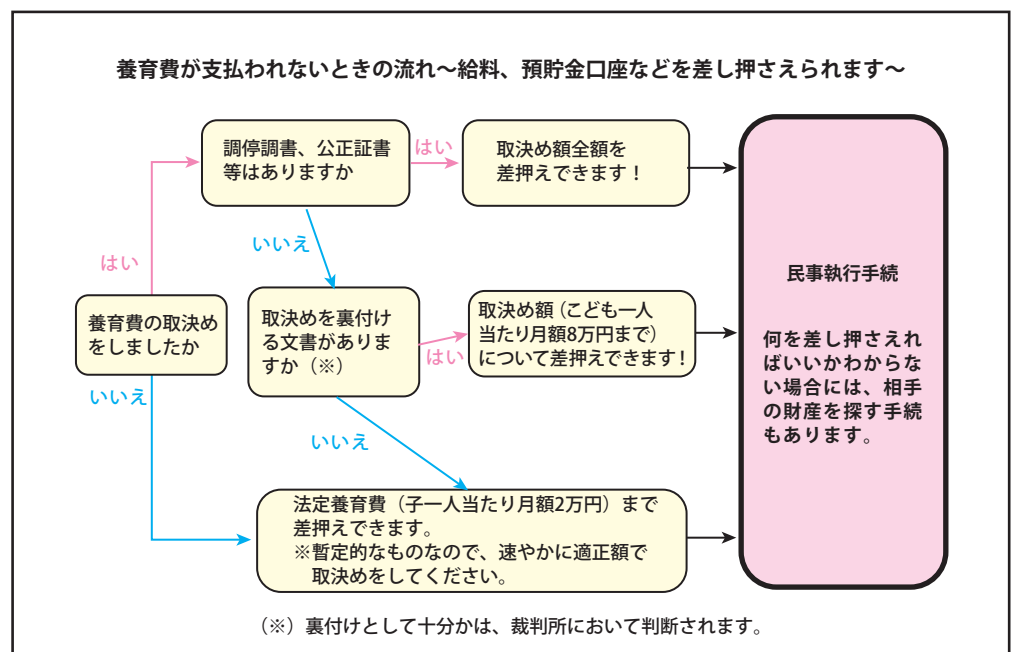
養育費が家庭裁判所の調停や審判等で定められている場合には、履行勧告という手続を利用することもできます。家庭裁判所に電話等で申し立てることもでき、費用もかかりません。申立てを受けた家庭裁判所は、相手に対して支払を勧告しますが、この手続では支払を強制することまではできません。

Q 相手の勤務先や、財産がわからない場合にはどうすればよいのですか。

A 地方裁判所で、**財産開示の手続**（債務者に裁判所に出席してもらい、財産の状況について陳述してもらう手続）や、**情報取得の手続**（指定した銀行や市町村、登記所等に、債務者の銀行預金や給与、不動産等に関する情報を提供してもらう手続）を利用することができます。



（裁判所ウェブページ）



4 親子交流

親子交流

親子交流とは、こどもと離れて暮らす親が、こどもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することです。

こどもは、「自分のせいで離婚してしまったのではないか?」とか、「親は自分のことを嫌いになってしまったのではないか?」などと不安な気持ちになることもあります。親子交流は、**父母それぞれの立場から、こどもが悪いのではないこと、父母双方がこどものことを大切に思っていることを伝える方法**の一つです。適切な親子交流は、こどもの健やかな成長と幸せにつながると考えられます。

ただし、親子の安全・安心を確保することができないなど親子交流が子の利益に反する場合には、無理な親子交流は相当でないと考えられます。

親子交流の姿勢

父母双方がお互いの悪口を言わないようにしましょう。こどもにとっては、父母の両方が親です。こどもが苦しい気持ちにならないためにも、こどもの前では言い争いを避けましょう

父母の間で話し合うべきことについて、**こどもに伝言させないでください。**こどもが困ってしまいます。他方の親に無断で、こどもと親子交流やプレゼントに関する約束をすることも控えましょう。

父母のみでの実施が難しいとき（民間支援団体）

親子交流の支援をしている民間の団体があります。例えば、親子交流に関する伝言をしたり、親子交流に付き添ったりするなどの活動をしています。

法務省のウェブページで、この団体の活動に関する参考指針や一覧表等を公表していますので、参考にしてください。



(法務省ウェブページ)

親子交流の取り決め方

○ 内容

日帰りの親子交流や、宿泊を伴う親子交流などが考えられます。

直接会わずに、手紙や電話、SNSのやりとりなどによる交流をすることも考えられます。

○ 頻度

週又は月に何回程度親子交流を実施し、1回につき何時間程度の親子交流を実施するか、宿泊を伴う場合は何泊にするかなどを決めておきましょう。

夏休みなどお子さんに長期の休みがある場合には、一定期間の宿泊を伴う親子交流を実施することも考えられます。

※ 定期的に、ある程度長い期間の親子交流を行うこととする場合には、監護の分担として決めることも考えられます。

【P10参照】

○ その他の約束事項

待ち合わせ場所や、プレゼントに関する取決め、事情が変わった場合の連絡先などを取り決めておくことが考えられます。

親子交流が実施されない場合

改めて話し合いをすることや、家庭裁判所の調停、審判を利用することが考えられます。

また、親子交流が家庭裁判所の調停、審判等で決められている場合には、養育費が支払われない場合と同様に家庭裁判所における**履行勧告**の手続を利用することができます（P12参照）。この手続には費用はかかりませんが、相手が履行勧告に応じない場合に、強制的に親子交流を実現することはできません。

さらに、調停、審判等で親子交流の日時等を具体的に特定した取決めがされている場合には、強制執行として、**間接強制**を利用することができます。弁護士等の専門家に相談するとよいでしょう。

5 子の監護に関する重要な事項の決定

原則

子の監護に関する事項は、親権者が決めます。共同親権の場合、**子の監護に関する重要な事項**等については、父母が二人で決めることになります。

分担の取決め

重要な事項（こどもの名字、転居、医療、進学・就職等）について、子の利益にかなう場合には、父母間の取決めによって、

- ・ **共同親権の場合**に、一部の事項については父母のうちどちらか一人で決められるようにすること、
- ・ **単独親権の場合**に、親権者でない方の親も、一定の関与をすることができるようにすることなどもできます。

こどもの転居、医療、進学・就職等の重要な事項について、両親で話し合って決めることとしたり、その話し合いでADR等の第三者機関のサポートを受けたりすることも考えられます。また、事案によっては、一方の親が決めることとした上で他方の親に知らせることとしたりすることが、こどもにとっても望ましい場合もあると考えられます。ただし、話し合って決めることとする場合には、まとまらないときに、最後は子の利益の観点からどちらが決めるかを定めておくことも考えられます。

※ 心身に対する暴力等のおそれがある場合には、父母の話し合いや情報共有が強制されるものではありません。

※ 法務大臣の認証を受けたADR（かいけつサポート）についてはこちら

家族の問題を取り扱っているかいけつサポートはこちら



こどもの転居

こどもの転居について、父母で話し合って決めることにするとか、転居先を事前又は事後に連絡することにするとかを決めておくことが考えられます。

どのような取決めをしていたとしても、**DV、児童虐待**等がある場合には、すぐに転居してかまいませんし、転居先を伝える必要もありません。

こどもの医療

こどもの医療については、こどもの健康状態や持病の有無等、さまざまな事情があると考えられます。

こどもの健康に大きな影響を与え得る手術等の医療行為で、判断をする時間的な余裕があるものについては、父母で話し合って決めることにするとか、事前又は事後に連絡することにするとかを決めておくことが考えられます。

こどもの進学・就職

未成年の**こどもの進学・就職の決定**は、こどもの将来に大きな影響を与える出来事です。父母で話し合って決めることにするとか、事前又は事後に連絡することにするとかを決めておくことが考えられます。

その他の事項

以上のほかに、こども名義の財産の管理の仕方等について話し合っておくことも考えられます。

※ 父母の間の取決めにかかわらず、いずれの事項についても、こどもの意見をしっかり尊重してください。

6 再協議

こどもを取り巻く状況は、こどもが成長するにつれて変わっていきます。また、父母自身の生活状況も、就職・転職や再婚などによって変わっていく可能性があります。そのため、話し合って決めたことであっても、子の利益を考えて、柔軟に変更したり再度話し合ったりすることが望ましい場合があります。

こうした事後的な事情の変化については、あえて取決めをせずに随時話し合うこととすることでもよいですが、例えば、作成日から〇年が経過した時点、こどもの小中学校等への入学時、父母の再婚時など、事情が変わり得るタイミングで再度話し合いの機会を設けることをあらかじめ取り決めておけば、再協議をしやすくなるでしょう。

また、話し合いに当たって**ADR等の第三者機関のサポート**を受けることとすることも考えられます。

問い合わせ先

- 法的トラブルについてのお問い合わせは

日本司法支援センター（法テラス）

<https://www.houterasu.or.jp>

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 おなやみなし

（IP 電話からは 03-6745-5600）



- 法務大臣の認証を受けたADR（かいけつサポート）については

<https://www.adr.go.jp/>



※ 家族の問題を取り扱っているかいけつサポートが掲載されています。

- 養育費・親子交流については

養育費・親子交流相談支援センター

フリーダイヤル 0120-965-419

（携帯電話等からは 03-3980-4108）

info@youikuhj.or.jp（E-mail）

<https://www.youikuhj-soudan.jp>



- 公正証書については

日本公証人連合会（公正証書について）

<https://www.koshonin.gr.jp>



※ 全国の公証役場の所在地等を調べることができるとともに、公正証書の作成などに準備する資料・手数料等の情報が掲載されています。

- 家庭裁判所への申立てを行うための手続、必要書類、費用等については

裁判所ウェブサイト

<https://www.courts.go.jp>



※ 全国の家庭裁判所の所在地等を調べることができます。また、家事調停手続等の申立書書式、手続案内リーフレット、こどもに関する話合いをするときに心がけたい事項についての説明動画等の情報が掲載されています。

- ひとり親家庭支援施策全般については、お近くの自治体まで

DV・児童虐待の相談先

- DVについては

DV相談ナビ「#8008」は れ れ ばにお電話ください。

（お近くの都道府県配偶者暴力相談支援センターにつながります。）

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/01.html



- 児童虐待について相談したい場合

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」いち は や くにお電話ください。

（お住まいの地域の児童相談所につながります。）

<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/gyakutai-taiou-dial>



法務省民事局参事官室

TEL 03-3580-4111 <https://www.moj.go.jp>

